

至誠館大学現代社会学部社会福祉士国家試験受験資格取得に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、至誠館大学学則第37条の3の規定に基づき、社会福祉士国家試験受験資格を取得するための必要な事項を定める。加えて、スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程(以下、教育課程)を履修するための必要な事項を定める。

(定員等)

第2条 社会福祉士国家試験受験資格の取得を希望する者は、現代社会学部に所属し、指定科目を履修することができる者とする。

2 前項の定員は、一学年20人とする。

(選考)

第3条 社会福祉士国家試験受験資格の取得を希望する者及び教育課程の履修を希望する者は、「社会福祉士受験資格等取得希望届」にその旨を明記して提出するものとする。

2 社会福祉士国家試験受験資格の取得を希望する者の選考は、成績・GPA、出席率、授業態度、単位修得状況や健康状態等を総合的に評価して行う。

(履修科目及び単位数)

第4条 社会福祉士国家試験受験資格の取得を希望する者は、現代社会学部の卒業要件を充足の上、所定の科目の単位を修得しなければならない。

2 所定の科目は、別に定める。

(単位の認定)

第5条 単位認定等の手続きは、学則の定めるところによる。

(ソーシャルワーク実習の受講資格)

第6条 ソーシャルワーク実習を履修できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

(1) ソーシャルワーク実習Ⅰの履修が始まる期の前期までのGPA(通算)が2.2以上の者

(2) ソーシャルワーク実習Ⅰの履修が始まる期の前期までに開講されている社会福祉士指定科目を原則として全て履修し単位認定を受けていること。ただし、特別な事由に該当すると判断された場合は、この基準について配慮することができる。

2 ソーシャルワーク実習を履修しようとする者は、実習前に健康診断を受診しなければならない。また、実習先が求める検査についても受診しなければならない。

(教育課程)

第7条 教育課程履修者は、社会福祉士国家試験受験資格の取得を希望する者で、且つ、教育課程の修了を目ざす者とする。

2 前項の定員は、一学年10人とする。

3 教育課程の科目等履修生については、スクールソーシャルワーカー実務経験2年以上の者についてのみ認める。

- 4 教育課程の履修を希望する者は、社会福祉士国家試験受験資格の取得に必要な科目及び所定の科目の単位を修得しなければならない。
- 5 教育課程の履修を希望する者の選考は、社会福祉士国家試験受験資格の取得を希望する者の中から成績・GPA、出席率、授業態度、単位修得状況や健康状態等を総合的に評価して行う。
- 6 教育課程に関する所定の科目は、別に定める。
- 7 単位認定等の手続きは、学則の定めるところによる。
- 8 スクールソーシャルワーク実習を履修しようとする者は、実習前に健康診断を受診しなければならない。また、実習先が求める検査についても受診しなければならない。

(福祉・保育実習委員会)

第8条 ソーシャルワーク実習及びスクールソーシャルワーク実習を円滑に実施するために必要な事項は、福祉・保育実習委員会で協議を行う。

(ソーシャルワーク実習及びスクールソーシャルワーク実習の実施)

第9条 ソーシャルワーク実習及びスクールソーシャルワーク実習は、実習協力施設・機関において行うものとする。

- 2 ソーシャルワーク実習及びスクールソーシャルワーク実習の実施に関する手続等は、福祉・保育実習委員会が別に定める。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、この内規の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和6年4月1日から施行する。

制 定 令和6年 4月 1日 (制定)